

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 規 則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則 ○長崎県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 ○長崎県道路占用規則の一部を改正する規則 <p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（4件） ・都市計画事業の事業計画の変更認可 ・道路の区域変更 ・道路の供用開始 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（3件） ・佐世保農業振興地域の区域の変更 ・落札者等 <p>◎ 雑 報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度行政書士試験の合格者 	<p>所管課（室）名</p> <p>建設企画課 道路維持課 〃</p> <p>漁業振興課 道路維持課 〃 〃</p> <p>経営支援課 農地利活用推進室 物品管理室</p> <p>総務文書課</p>
--	---

規 則

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第6号

長崎県建設工事執行規則の一部を改正する規則

長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第21条 受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者を定め、<u>工事の始期の前日までに現場代理人等決定（変更）通知書（様式第12号）により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときは遅滞なく通知しなければならない。</u></p> <p>2～7 略</p>	<p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第21条 受注者は、工事に着手するときは、現場代理人、主任技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者を定め、<u>契約締結後7日以内に現場代理人等決定（変更）通知書（様式第12号）により、契約担任者に通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。</u></p> <p>2～7 略</p>

様式第3号の6を次のように改める。
様式第3号の6（第6条の2関係）

入 札 （ 見 積 ） 辞 退 届

年 月 日

様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

下記について指名を受けましたが、都合により入札（見積）を辞退します。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名

様式第5号の2を次のように改める。
様式第5号の2（第9条の2関係）

契約不締結通知書

年 月 日

様

知事等 印

さきに落札決定しました下記工事については、契約を締結しないことを通知します。

記

- 1. 工事番号
- 2. 工事名
- 3. 契約を締結しない理由

様式第11号を次のように改める。
様式第11号（第19条関係）

年 月 日

様

(受注者)

工 期 延 期 届

工事標準請負契約書第22条による工期の延長を下記のとおり請求します。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
契約年月日	
工 期	自至
延長工期	自至
理 由	

(注) 理由欄には、必要により次の事項について詳細に記載し、又は資料を添付すること。

- (1) 晴雨、荒天の日数等気象状況 (2) 作業実施日数 (3) 休業日数 (4) 資材、労務者の調達状況
- (5) 現在の出来高 (6) 今後の工程 (7) その他

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 (第21条関係)

現 場 代 理 人 等 決 定 (変 更) 通 知 書

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

下記のとおり確認したうえ決定 (変更) したので通知します。

(A) 「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者」と「現場代理人又は配置技術者」との兼務 (該当に○)

<input type="checkbox"/>	兼務はありません
<input type="checkbox"/>	兼務があり、別途協議します

記

工事番号 第 号
工 事 名
工事場所 市 (郡) 町 地内

1. 現場代理人 (B) 「他の工事 (国、県、市町、民間等全て) の現場代理人、配置技術者」との兼務 (該当に○)

氏 名 (フリガナ)	生年月日	<input type="checkbox"/>	兼務はありません
		<input type="checkbox"/>	兼務があり、別途協議します

2. 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者・監理技術者補佐

施工体制		技術者の区分	氏 名 (フリガナ) (生年月日)	資 格	登録番号又は 資格者証番号
直営	① 全て自社施工	主任技術者 〔 専任 非専任 〕	(生)		
一部下 請施工	② 下請総額 4,000万円未満				
	③ 下請総額 4,000万円以上 〔 4,000万円未満で監理 技術者を配置する場 合含む 〕	監理技術者 又は 特例監理技術者	(生)		
		監理技術者補佐	(生)		

(C) 請負代金3,500万円以上の場合「他の工事（国、県、市町、民間等全て）の現場代理人、配置技術者」との兼務（該当に○）

<input type="radio"/>	兼務はありません
<input type="radio"/>	兼務があり、別途協議します

3. 専門技術者（工事の種類 工事）

氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日	資 格	登録番号又は資格者証番号

備考

- 1 建設業許可を受けている建設業者が施工する工事には、必ず「主任技術者」を選任すること。なお、請負金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合、配置技術者は工事ごとの「専任の」者を、下請代金の総額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる場合、主任技術者に代え「監理技術者」を選任する。
 - 2 技術者の区分：主任技術者欄の「専任」「非専任」に○を付けること。
 - 3 資格欄には、建設業法のうち該当するものを記入するとともに、当該工事に必要となる資格者証等の写しを添付する。（実務経験者の場合は、実務経歴書を添付すること。）
 - 4 監理技術者又は特例監理技術者については、監理技術者資格者証の写し（表・裏とも）及び監理技術者講習修了証の写しを添付する。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しの添付は要しない。
 - 5 専門技術者とは、建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。
 - 6 (A) (B) (C) 欄は兼務状況を確認するものであり、該当に○をすること。
- ※ 各項目の兼務については、別に定める通知に基づき発注者が認めた場合を除き、認めない。

様式第14号を次のように改める。

様式第14号（第31条関係）

年 月 日

受信者：

「受注者名」又は「契約担任者名」様

発信者：

「契約担任者名」又は「受注者名」 印

工 事 の 部 分 使 用 に つ い て

標記について、下記のとおり部分使用することを、工事標準請負契約書第34条第1項に基づき（協議・承諾

)する。

記

1. 使用目的
2. 使用部分
3. 使用期間 自 年 月 日
至 年 月 日
4. 使用 者
5. その他

- (注) 1. (協議・承諾)には、いずれかに印をつける。
2. 協議の場合は、受信者を「受注者名」、発信者を「契約担任者名」として、発注者が作成する。
3. 承諾の場合は、受信者を「契約担任者名」、発信者を「受注者名」として、受注者が作成する。その際、受注者は押印不要。

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 (第34条関係)

年 月 日

様

(受注者)

完 成 通 知 書

下記工事は 年 月 日をもって完成したので工事標準請負契約書第32条第1項に基づき通知します。

記

1. 工 事 番 号
2. 工 事 名
3. 請負代金額 ¥
4. 契約年月日 年 月 日
5. 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日
6. 引渡し時期 工事完成確認書により通知された日

(注) 本文の年月日は実際に完成した年月日を記載する。

様式第18号の2を次のように改める。

様式第18号の2 (第36条関係)

年 月 日

様

(受注者)

年 月 日の (修 補 完 了 届) 検査において、指示されました

修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けいたします。

記

工事番号
 工事名
 請負代金額
 工事場所
 契 約 年 月 日
 期 限 年 月 日
 完 了 年 月 日
 修補、改造箇所及び修補内容

(注) 本文 () 内には検査種類を記入する。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号 (第38条関係)

年 月 日

様

(受注者)

請負工事既済部分検査請求書

工事標準請負契約書第39条第2項により既済部分検査を請求します。

記

工事番号	
工事名	
工 期	自 年 月 日
	至 年 月 日
出 来 高	年 月 日 現在の出来高は別紙調書のとおり

様式第19号の3を次のように改める。

様式第19号の3 (第40条関係)

年 月 日

様

(受注者)

指 定 部 分 完 成 通 知 書

下記工事の指定部分は、年 月 日をもって完成したので工事標準請負契約書第32条第1項に基づき通知します。

記

工 事 番 号
 工 事 名
 工 期 自 至
 請 負 代 金 額 円
 指 定 部 分 工 期 自 至
 指 定 部 分 に 対 す る 請 負 代 金 額 円

(注) 債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の出来高予定額を記入すること。

【記載例】

(出来高予定額) 令和〇〇年度 円 △△△
 ~
 令和〇〇年度 円 △△△

様式第21号を次のように改める。

様式第21号 (第41条、第42条、第43条、第44条、第45条関係)

年 月 日

請 求 書 ()

様

請求者 (住所)

(氏名)

印

(押印省略の場合は以下を記載する。((注) 2を参照。))

	氏 名	電話番号
発行責任者		
発行担当者		

下記のとおり請求します。

請求金額 円

ただし、次の工事 () として

工 事 番 号

工 事 名

契 約 日

請 負 代 金 額 円

振込希望金融機関名

○銀行 ○金庫

店

預金の種別 (1 普通 2 当座 3 その他 ())

口 座 番 号

口 座 名 義

フリガナ

(注) 1 () には前金払、中間前金払、部分払、指定部分完成払、完成払の別を記入すること。

2 押印省略可。ただし、押印省略の場合、「発行責任者及び担当者 (同一でも可)」の氏名及び連絡先を記載すること。

様式第22号を次のように改める。

様式第22号（第43条関係）

年 月 日

様

(受注者)

認 定 請 求 書

工事標準請負契約書第38条第1項に基づき、下記工事の中間前金払の認定を請求します。

記

工 事 番 号
 工 事 名
 契 約 日
 工 期 自
 至
 工 事 場 所
 請負代金額 ¥

(注) 債務負担行為に基づく契約の場合は請負代金額欄の下段に各年度の出来高予定額を記入すること。

【記載例】

(出来高予定額) 令和〇〇年度 ¥ △△△
 ~
 令和〇〇年度 ¥ △△△

様式第22号の2を次のように改める。

様式第22号の2（第43条関係）

工 事 履 行 報 告 書

工 事 番 号			
工 事 名			
工 期	~		
日 付	(月 分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考

(記事欄)			

主任監督員	監督員

様式第26号を次のように改める。
様式第26号（第49条関係）

支 払 請 求 書 (代理受領)

年 月 日

様

受注者 住所
 氏名 ⑩
 代理受領者
 住所
 氏名 ⑩

(押印省略の場合は以下を記載する。((注) 2を参照。))

	氏 名	電話番号
発行責任者		
発行担当者		

下記のとおり、工事請負代金を代理受領者が受領して頂くよう支払を請求します。

記

¥

- 1 工 事 番 号 第 号
- 2 工 事 名
- 3 工 事 場 所 市(郡) 町 地内
- 4 請 負 代 金 額 ¥
- 5 受 領 済 額 ¥
- 6 差 引 今 回 請 求 額 ¥
- 7 受 領 の 方 法
 - 口座振替払 銀行 店
 - 預 金 種 目 (1 普通 2 当座 3 その他 ())
 - 口 座 番 号

口座名義（片仮名書きにより記載）

- 備考 1 金額は、アラビア数字を用い、請求金額は、訂正又はまっ消することはできない。
2 押印省略可。ただし、押印省略の場合、「発行責任者及び担当者（同一でも可）」の氏名及び連絡先を記載すること。

様式第28号を次のように改める。

様式第28号（第53条関係）

年 月 日

様

受注者 住所
氏名

確 認 書 （契約不適合修補）

年 月 日付けで請求があった、契約不適合修補については、請求内容のとおりこれを誠実に履行いたします。

記

- 1 工事番号 第 号
2 工事名
3 契約不適合修補の工事期間 年 月 日 から 年 月 日まで

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

長崎県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第7号

長崎県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県立都市公園条例施行規則（昭和48年長崎県規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第6号から第10号までの様式中「(年齢)」、「㊟」及び同様式備考を削る。

様式第12号中「平成」及び「印」を削る。

様式第18号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第8号

長崎県道路占用規則の一部を改正する規則

長崎県道路占用規則（昭和40年長崎県規則第60号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削り、同様式記載要領中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

様式第2号中「印」を削り、同様式中（注意）を削る。

様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削り、同様式中（注意）を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第77号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

加入区

大船越加入区

長崎県告示第78号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

加入区

奈留町加入区

長崎県告示第79号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

加入区

勝本町加入区

長崎県告示第80号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

加入区

箱崎加入区

長崎県告示第81号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

1 施行者の名称

島原市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成27年長崎県告示第62号

島原都市計画道路事業

3・4・2号 霊南山ノ神線（上の原工区）

3 施行期間

自 平成27年1月27日 至 令和6年3月31日

4 事業地

収用の部分 平成27年長崎県告示第62号の事業地のうち、島原市上の原二丁目、上の原三丁目

地内において事業地を変更する
使用の部分 なし

長崎県告示第82号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
路線名 202号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市大瀬戸町雪浦下郷字十善寺1452番15地先から 西海市大瀬戸町雪浦下郷字十善寺1451番4地先まで	前	10.0~13.8	96.0	
	後	10.9~17.1	94.5	

長崎県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 202号	西海市大瀬戸町雪浦下郷字十善寺1452番15地先から 西海市大瀬戸町雪浦下郷字十善寺1451番4地先まで	令和3年1月29日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン時津ショッピングセンター
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷字札の元751-5
- 届出の概要
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
時津町長 吉田 義徳
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び時津町建設部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ諫早
長崎県諫早市久山町1270番地1 外3筆

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
諫早市長 宮本 明雄
- (2) 意見書の内容
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び諫早市商工振興部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐世保藤原町複合商業施設
長崎県佐世保市藤原町352番6 外

2 届出の概要

- ① 大規模小売店舗を設置する者の住所に関する届出事項の変更
- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
佐世保市長 朝長 則男

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

佐世保農業振興地域の区域の変更（公告）

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、佐世保農業振興地域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、当該変更に係る関係図面を長崎県農林部農地利活用推進室に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

地 域 名	地 域 の 範 囲
佐世保 農業振興地域 (佐世保市)	佐世保農業振興地域のうち、図面の赤色で囲んだ部分に該当する土地の区域を農業振興地域に編入する。 対象地区：佐世保市重尾町

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年1月29日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

2 入札第155号 3層不織布マスク

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県出納局物品管理室

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881

3 調達方法

購入

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和3年1月15日

6 落札者

長崎県長崎市畝刈町1277-1

(株)愛祥 代表取締役 永江 美幸

7 落札価格（消費税及び地方消費税を含む。）

2,772,000円

8 入札公告日

令和2年11月27日

9 落札方式

最低価格

雑 報

令和2年度行政書士試験の合格者（公告）

令和2年度行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

令和3年1月29日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一照

受験番号	8310029	8310031	8310044	8310082	8310098	8310107	8310119	8310152	8310169
	8310180	8310216	8310243	8310308					

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト